

令和3年度第1回 泉佐野市環境衛生審議会 会 議 録

- 1 日時 令和3年11月9日(火) 午後1時30分～2時20分
- 2 場所 泉佐野市役所 5階 第2会議室
- 3 議題 諮問事項
 - 1 泉佐野市建築物等における不良な生活環境適正化に関する条例制定について
 - 2 泉佐野市空き地の雑草等除去条例制定について
- 4 出席者等
 - 出席委員
 - 新谷 安孝 (泉佐野市町会連合会会長)
 - 金野 泰之 (泉佐野商工会議所副会頭)
 - 中藤 辰洋 (公益社団法人泉佐野市人権協会理事長)
 - 高橋 貞雄 (泉佐野保健所生活衛生室長)
 - 家志 誉理子 (いずみさの女性センターネットワーク)
 - 中島 高広 (市民公募)
 - 麻生川 敏行 (社会福祉法人社会福祉協議会会長)
 - 欠席委員
 - 左近 哲也 (泉佐野地区公衆衛生協力会会長)
 - 赤坂 啓子 (市民公募)
 - 市出席者
 - 副市長 真瀬 三智広
 - 生活産業部長 長尾 讓治
 - 環境衛生課長 梅本 正樹
 - 環境衛生課主幹 吉備 俊彦
 - 環境衛生課環境係長 中田 雅人
 - 環境衛生課環境係 辻 志保
- 5 傍聴者 なし
- 6 審議記録(抜粋)
 - ① 開会～配布資料確認(司会梅本)
 - ② 委員紹介(生活産業部長より)
 - ③ 市出席者紹介(司会より)・副市長挨拶
 - ④ 長尾臨時議長進行により会長に新谷安孝氏、副会長に中藤辰洋氏を選出
 - ⑤ 新谷会長より就任挨拶

- ⑥ 副市長より諮問～諮問書読上
- ⑦ 副市長退席
- ⑧ 審議（これより新谷会長を議長とした議事進行）

7 議事録【要約】

1：泉佐野市建築物等における不良な生活環境適正化に関する条例制定について

【中藤委員】

TVでごみ屋敷等で近隣の方々が迷惑していると報道されていますが、本市の状況はどのようなのでしょうか。

【事務局(梅本)】

今現在は、TVで報道されているようなところが所どころあるということにはございませんが、数件ではあります。ごみ屋敷になりかけている箇所は把握しています。

【中藤委員】

TVでごみ屋敷を見ると、「なぜ、こんなことをするのか？」と理解に苦しむが、中には本人がしたくてもできない状況があると思います。麻生川会長の所に相談はありませんか。

【麻生川特別委員】

あまり話は聞かないが、こういう問題は早期発見が大事。というのは、ごみ屋敷になりつつあるところは最初は気が付かない。特に限定されるのは、高齢者、一人暮らし、町会に入会の方、入会でない方がいる中で、早期発見できる可能性のある方は民生委員さんだと思う。高齢者に声掛けするという仕事しているため。

草木が繁茂したり、窓から袋が見えるという時は既に(ごみ屋敷が)始まっている。何年か経ったらおそらくその部屋がごみ屋敷となっている。

泉佐野市としては、早期発見を大事にして、行政代執行までいかないところで解消していく方法をとってほしい。

その方々のごみを地域で処分できるルール作りをしてほしい。地域で高齢者になると、どれが自分で判断するのかわからなくなっていく。地域ができないようなものを、行政にやってもらうが、行政の手にわたったら遅い。

空き地についてですが、空き地に車を投棄されたら大変。近所でそういったところがあって、10年近く空き地に車を投棄され、地主はどうしようもできないと言い、隣の方は迷惑しているが草だけを刈っている。その方も高齢者なので、市で細かいところまでルール作りをしてくれたらよいと思う。

【新谷会長】

地域がかかわるのは大事だと思う。ごみは最初に投棄するのは勇気いるが、既にごみが投棄されているところに二番目、三番目にごみを捨てるのは簡単。

【事務局(長尾)】

麻生川会長からご指摘の、ごみ屋敷になりかけて危惧されているところは、社会福祉協議会のボランティアさんや民生委員さんが中心になって、過去に1件対応してごみを処分したところはある。今回の条例の策定にあたり、現場で活動されている方々と協議（担当者レベルのワーキング会議）を重ね条例の策定に至りました。資料にも記載させていただいておりますが、支援として「ふれあい収集」という取り組みを環境衛生課で実施しており、高齢等で決められたごみの場所まで出せない場合は、職員がお宅に訪問させていただきごみを収集する取組をしておりますので、麻生川会長

がおっしゃるように、代執行に至るまでに支援はしていこうと考えています。

【新谷会長】

制定される条例案においては代執行に至るまでに、勧告や命令等の態勢をとっており、代執行でバサッと切ってしまうようなことを目的に制定されているわけではないと思います。

【麻生川特別委員】

地域によっては、町会がそういった役目をやっていると聞いています。回覧で回して、町会自体が回収して、かかった実費だけをいただくという仕組み。我々もこれをどうしようかなあと思って、だんだん溜まってくると、町会にそういった組織があれば気軽に言えるが、回収業者に処分を500円程度で依頼できるが、それも言えない人もいます。何かいい方法はないか。

【新谷会長】

町会が関われるのは限度があって、民生委員は個別に訪問できるが、町会としてはそこまで関われる範囲はない。町民の方から雑草の繁茂の件を聞いて、声掛けすることはできるが、町会で回って言うことはできていない。

【麻生川特別委員】

第一段階では社協に電話いただければ、有償協力員制度があるので、草を刈ったりし、一定の費用をかけて依頼できる制度があります。

社協にあっても良い、これが町会にあっても良いと思う。

社協は知られているとは思いますが、それでも認知度はそれほど多いわけでもない。

どちらかと言えば、町会の方がわかっていると思うので、町会で係とか作って、各種団体の中で解決できたらいい。

【新谷会長】

何年か前の台風の時のがれき等を処分するので困っている高齢者がたくさんおり、町内を軽トラで回っていた。また下瓦屋にはがれき置場がなく、新町の方をお願いして新町広場に置かせてもらった。町会同士のつながりはありがたかった。

【麻生川特別委員】

あの時は回収したが、どこに持って行ったらよいかわからなかった。台風の時はいくつかの横のがれき置場としたが、台風以外の粗大ごみが家庭から出された。

【新谷会長】

ひとつ台風以外のごみが集まると、いっぱい捨てられる。それ以外のものを捨てられないようにするというのが大事だったようですね。

【麻生川特別委員】

災害が起きたら、町会で軽トラ等を出動させて地域を守るしかない。しっかりとしたルール決め等は市の仕事と思う。

【事務局(長尾)】

今おっしゃられている地域での取り組みは非常に必要なものではありますが、我々の条例は最終どうにもならないときに必要となる。条例に基づいた処分に対応しなくてもよいように、引き続き社会福祉協議会や庁内の福祉部門と協議を進めながら、取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

【新谷会長】

ほかにご意見、ご質問はございませんか。

(なし)

【新谷会長】

ないようでございますので、皆様から頂いた貴重なご意見を事務局においてとりまとめ、答申としたいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

【新谷会長】

ご異議がないようでございますので、そのように取り計らわせていただきます。

麻生川特別委員におかれましては、ここでご退席となります。どうもありがとうございました。

2：泉佐野市空き地の雑草除去条例制定について

【中島委員】

田・畑は管轄が違うということで除外されていると思うが、近所にも田で何も作られておらず放置されているところがある。またその隣に危険な空き家があり、4年ほど前に解体されたがまた草が繁茂しており草に囲まれている。

田や畑についてはどのような扱いになるのでしょうか。

【事務局(長尾)】

田あるいは畑については、農業委員会から年一回、遊休地について調査している。その遊休地の所有者さんにアプローチし、耕作意欲のある農家さんに耕作していただけるように農林水産課からアプローチしています。田と畑については、環境衛生課が取り扱う範囲からは外させていただきます。

空き家については都市計画課となり、今回条例でお願いさせていただいているのは、田畑でも空き家でもなく空き地の条例となります。

【中島委員】

空き家でもあったのですが、土地の所有者が個人か法人で扱いが変わってくるのでしょうか。

【事務局(長尾)】

土地の所有者が、法人か個人かで対応が変わるということはありません。

【新谷会長】

迷惑を被っている人からすると、田でも畑でも空き地でも苦情内容は変わらない。市でも連携してほしいですね。

【中島委員】

田んぼでも何か作ってくればよいのですが。

【高橋委員】

助言又は指導、審議会、命令の後、過料、代執行という場面分けになっている。最初の条例については過料がないが、空き地には過料がある。この場面分けは代執行しても過料はあるのかどうか。

【事務局(梅本)】

ごみ屋敷は本市ではケースはないが、一般的に調査結果として、高齢や認知症といった、やむを得ない事情をお持ちの方が多いため、ごみ屋敷の条例については、そのような方に過料や公表の措置を行うことは適切ではないという理由で過料としていません。

空き地の所有者は、個人だけでなく事業者として所有している空き地も多い。中には買い手があるまでは何もしてくれないというところもある。過料、代執行に行きつくまでの措置の実効性を高めるために規定しています。また公表については制裁という意味も備えています。

行為者の性質の違いによって使い分けをさせていただいています。

【高橋委員】

空き地の雑草繁茂の事例について経験があるのですが、草刈りを業者の方が行い処分されたが、その後、芋虫が全部周りに行ってしまったそうです。近所の方々は処理後の芋虫被害でかなり迷惑したそうです。

駆除してほしいとの要望があり、薬の散布の案が出たが、土地に薬を散布することに抵抗があり、ひともめがありました。

草刈だけでなく、その後の対応の助言、指導についても考えて欲しいと思います。

【中藤委員】

ごみ屋敷の条例の目的の中に空き地の条例を入れ込んでもいいように思ったのですが、分けている理由は公表、過料等の内容の違いで分けているのですか。

【事務局(梅本)】

おっしゃるとおりです。最初は合体したような条例も検討したのですが、ごみ屋敷条例と空き地条例では原因者の特性が異なるため、空き地条例には公表や過料を設け、区別するほうが運用しやすいことと、市長の意向でも二つに分けるよう指示があったこともあり、二つの条例として設けさせてもらっています。

【新谷会長】

ほかにご意見、ご質問はございませんか。

(なし)

【新谷会長】

ご異議がないようでございますので、そのように取り計らいます。

審議会の答申につきましては、事務局で、必要な手続きをとることとさせていただきます。

以上で、泉佐野市環境衛生審議会の審議を終了いたします。

これもちまして、本日の審議会を閉会いたします。

～終 了～